

競争契約入札心得

国家公務員共済組合連合会

大阪共済会館

(目 的)

第1条 本心得は、国家公務員共済組合連合会 大阪共済会館（以下「会館」という。）が行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）において、入札者はこの心得の定めるところに従わなければなりません。

(入札保証金及び契約保証金)

第2条 入札保証金及び契約保証金の納付は、これを免除します。

(入 札 等)

第3条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び現場を熟知のうえ入札して下さい。この場合これらの書類その他について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができます。

(2) 入札の金額は、特に示さない限り消費税及び地方消費税を含まない額を記載するものとします。

(3) 入札書は、別紙書式1により作成し、封をしたうえ、入札者の氏名を表記して、公告又は氏名通知に示した場所及び日時までに入札しなければなりません。

(4) 入札者は、代理人（入札参加者により作成された入札書を伝達する使者は含まない。）をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札前に必ずその委任状を契約担当者に提出しなければなりません。

(5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

(6) 入札者は、一旦入札書を提出した後は開札の前後を問わず、これを引換え、変更し、又は取り消しをすることが出来ません。

(入札の辞退)

第3条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

(2) 指名を受けた者は入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申出るものとします。

イ) 入札執行前にあつては、入札辞退届（別紙2）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札の日の直前までに到着するものに限る。）して行います。

ロ) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札を執行する者に提出して行います。

(3) 入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではありません。

(公正な入札の確保)

第3条の3 入札者は私的独占の禁止及び公正な取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

(競争の取り止め等)

第4条 入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、競争を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札者を競争に参加させず、又は競争入札の執行を延期、若しくは競争入札を取り止めることがあります。

(開 札)

第5条 開札は公告又は指名通知で示した場所及び日時に入札者を立ち合わせて、その面前で行います。

(入札の無効)

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- (1) 連合会の定めた競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 記名、押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等で意思表示の内容が不明瞭な入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札、又は妨害行為を行った者の入札
- (7) 入札保証金又はこれに代る担保を納付又は提供しない者の入札
- (8) 同一の競争入札について、他の入札者の代理人を兼ね、又は2以上の入札書を差し入れた者の入札
- (9) その他連合会が定めた競争入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第7条 入札者のうち、入札基準価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた当会の予定価格をいう。以下同じ。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、次の各号の一に該当すると認められるときは、最低の入札者を落札者としません。

- (1) 落札者となるべき者の入札価格が著しく低いため、その価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき。
- (2) 落札者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 本文、ただし書を適用した場合においては、除外した者を除き予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(再度入札)

第8条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、再度入札とは、2回目以降の各回を含む意味につき入札書の予備を用意して下さい。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 開札の結果、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに該当入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

(契約書等の提出)

第10条 落札者は、落札決定の日から7日以内に別に定める契約書を提出して下さい。

(2) 落札者が前号の期間内に契約書に記名押印して提出しないときは、その者は落札者としなないこととします。この場合において、その者の納付又は提供した契約保証金の返還請求権は消滅したものとします。

(契約保証人)

第11条 落札者は、当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払の担保及び自己に代わって自らの債務の履行を保証する適当な保証人を立てなければなりません。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りではありません。

(2) 前号の保証人の選定については、契約担当者の承諾を得なければなりません。

(異議の申立)

第12条 入札参加者又は入札者は、入札後においてはこの心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等について、不明なことを理由に異議を申し立てることはできません。

(諸書類の変換)

第13条 入札のために貸与した仕様書、説明書、図面等は、入札に先立って契約担当者に返還して下さい。